

令和3年度第6回
沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和4年3月11日（金）16：30～
場 所 那覇第二地方合同庁舎一号館
共用大会議室（2階）

議 事 次 第

- 1 令和3年度沖縄地方最低賃金審議会の総括について
- 2 令和3年度沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の廃止について
- 3 その他

令和3年度第6回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

1. 令和3年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿
2. 最低賃金審議会令（抄）
3. 令和3年度沖縄地方最低賃金審議会実施状況
4. 業務改善助成金等支援施策について
5. 令和4年度特定（産業別）最低賃金改正の申出意向表明（写）
6. 令和4年度 沖縄地方最低賃金審議会日程（案）
7. 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表

令和 3 年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	岩 橋 培 樹	琉球大学国際地域創造学部教授
	上 江 洲 純 子	沖縄国際大学法学部教授
	島 袋 秀 勝	弁 護 士
	城 間 貞	公認会計士・税理士
	西 村 オ リ エ	弁 護 士
労働者代表委員	石 川 修 治	連合沖縄副事務局長
	鎌 田 健 嗣	U A ゼンセン沖縄県支部長
	砂 川 安 弘	連合沖縄事務局長
	照 喜 名 朝 和	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長
	宮 城 千 絵	J P 労組沖縄地方本部執行委員 ※書記次長より執行委員へ変更
使用者代表委員	新 垣 朝 雄	那覇商工会議所 中小企業相談部次長
	親 川 進	沖縄県商工会連合会 専務理事
	佐 久 本 和 代	沖縄県中小企業団体中央会 総務部長兼総務課長
	田 端 一 雄	沖縄県経営者協会 常務理事
	比 嘉 華 奈 江	株式会社Life is Love 代表取締役
備考	※ 発令年月日 令和 3 年 4 月 1 日 (照喜名朝和委員のみ令和 3 年 12 月 28 日) ※ 任期満了日 令和 5 年 3 月 31 日 ※ 各委員の配列は五十音順	

最低賃金審議会令（抄）

（最低賃金専門部会）

第 6 条第 1 項

最低賃金法第 25 条第 1 項又は第 2 項により審議会におかれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員の数は、9 人以内とする。

第 6 条第 5 項

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第 6 条第 7 項

最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

【沖縄地方最低賃金審議会専門部会】

- 沖縄県最低賃金専門部会
- 沖縄県新聞業最低賃金専門部会

令和3年度 沖縄地方最低賃金審議会実施状況

資料3

No. 1

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）		運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
1	7. 1 (2号館DE会議室)	木	1回 15:00	○会長、会長代理選出 ○地域最賃改定諮問 ○沖縄地方最低賃金審議会運営規程 ○地域専門部会の設置 ○令6条第5項適用 ○運営小委員会の設置 ○年間審議日程計画 ○特定(産別)最賃の改正の申出意向表明について					
				地賃改正諮問に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(7/1～7/16)				専門部会委員の推薦に係る公示(7/1～7/16)	庁舎掲示板/HPに掲示
2	7. 21 (大会議室)	水					1回 16:00	○(地域別)部会長、部会長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について	台風により時間変更
3	7. 28 (事業場)	水					2回	○(地域別)事業場実地視察 ※新型コロナウイルスの影響により、1事業所視察	各側委員1名 事務局2名
4	7. 30 (大会議室)	金	2回 14:00	○中賃目安伝達 ○最賃基礎調査結果報告 ○特定(産別)最賃改定の必要性について諮問	1回 15:00	○委員長、委員長代理選出 ○特定(産別)最賃改定の必要性に係る検討	3回 16:00	○実地視察結果 ○参考人意見聴取(労使各1名実施) ※労側参考人意見聴取のみ公開	
							4回 15:00	○(地域別)額提示、調整	
5	8. 2 (大会議室)	月					4回 15:00	○(地域別)額調整	
6	8. 4 (大会議室)	水					5回 15:00	○(地域別)額調整	
7	8. 6 (大会議室)	金	3回 16:30	○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について 運小の結果報告及び答申 ○特定(産別)最賃改定諮問	2回 14:00	○関係人意見聴取(概要書) ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について(報告)	6回 15:00	○(地域別)額調整	
				特定最賃諮問に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(8/6～8/23) ※沖縄県新聞業のみ				(特定)専門部会委員の推薦に係る公示(8/6～8/23) ※沖縄県新聞業のみ	庁舎掲示板/HPに掲示
8	8. 11 (大会議室)	水					7回 9:30	○(地域別)額調整	
9	8. 12 (大会議室)	木	4回 18:30	○沖縄県最低賃金の改正決定について(採決) ○答申 時間額820円(28円引上げ)			8回 16:00	○(地域別)額調整、結審(部会報告)	
				地域最賃答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(8/12～8/27)					庁舎掲示板/HPに掲示
10	8. 30	月		【異議申出無く、異議審開催無し】					改正決定 9.8官報公示 10.8発効

No. 2

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）		運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
11	8. 31 (大会議室)	火					1回 14:00	(新聞業) ○部会長、部会長代理選出 ○実態調査報告 ○審議会部会日程調整	
12	9. 7 (大会議室)	火					2回 14:00	(新聞業) ○額提示、調整	
13	9. 14 (大会議室)	火					3回 14:00	(新聞業)○額調整、結審(全会一致により 答申 時間額853円(18円引上げ))	
								特定最賃（新聞）答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(9/14～9/29 ※令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HP に掲示
14	9. 30	木		【異議申出無く、異議審開催無し】					改正決定 10.13官報 公示 11.12発効
15	10. 6 (大会議室)	火	5回 18:00	○基礎調査集計誤り及び審議への影響 ○沖縄県新聞業最低賃金の改正決定(報告)					

No. 3

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）		運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
16	4. 3. 11 (大会議室)	金	6回 16:00	○令和3年度の審議会総括について ○令和4年度産業別最低賃金申出意向確認 ○最低賃金専門部会の廃止について ○その他					

業務改善助成金の実績（最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数
沖縄	9	5	16 (78%増)	10 (100%増)	18 (13%増)	15 (50%増)	7 (61%減)	5 (67%減)	8 (14%増)	8 (60%増)
全国	592	433	901 (52%増)	798 (84%増)	995 (10%増)	870 (9%増)	673 (22%減)	542 (38%減)	805 (20%増)	626 (15%増)

【参考】

○雇用調整助成金等（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）処理状況（令和4年3月4日現在）

	雇用調整助成金				緊急雇用安定助成金				合計			
	申請件数	決定件数	支給決定金額	決定率	申請件数	決定件数	支給決定金額	決定率	申請件数	決定件数	支給決定金額	決定率
沖縄局	72,210	71,384	71,369,994,130 (円)	98.9%	28,177	27,516	6,875,540,077 (円)	97.7%	100,387	98,900	78,245,534,207 (円)	98.5%
全国	4,603,052	4,547,629	50,085.11 (億円)	98.8%	1,395,345	1,373,546	4,078.33 (億円)	98.4%	5,998,397	5,921,175	54,163.45 (億円)	98.7%

【参考】

○休業支援金処理状況（令和4年3月7日現在）

	合計			
	申請件数	決定件数	支給決定金額	決定率
沖縄局	49,448	41,775	2,900,073,986円	96.4%
全国	4,339,242	3,785,452	275,905,379,501円	96.6%

報道関係者各位

令和4年2月25日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課

課長：中村 かおり

課長補佐：楠田 暁夫

(代表) 03-5253-1111(内線 5816)

(直通) 03-3502-1718

職業安定局 雇用保険課

課長：長良 健二

課長補佐：伏木 崇人

(代表) 03-5253-1111(内線 5763)

(直通) 03-3502-6771

令和4年4月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

(注) 以下は、事業主の皆様にご覧いただき、政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、令和4年4月～6月の具体的な助成内容は別紙をご参照ください。

令和4年7月以降の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）」に沿って、雇用情勢を見極めながら具体的な助成内容を検討の上、5月末までに改めてお知らせします。

(参考1) 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

コールセンター 0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

(参考2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

コールセンター 0120-221-276 受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15

(参考3) 令和4年3月までの助成内容はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/r401cohokurei_00001.html

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

休業支援金等

		令和4年 3月	令和4年 4～6月
中小企業	原則的な特例措置	4/5(9/10) 9,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な特例措置	2/3(3/4) 9,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

		令和4年 3月	令和4年 4～6月
中小企業	原則的な措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円
	地域特例(※6)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円
	地域特例(※6)	8割 11,000円	8割 11,000円

(※1)原則的な特例措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(※2)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※3)生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主。

なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。また、令和4年4月以降は毎月業況を確認する。

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5)雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。

(※6)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※2)。なお、上限額については月単位での適用とする。

(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

(注)政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

「業務改善助成金(通常コース)」のご案内

～令和4年3月末まで申請期限を延長します～

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

令和4年2月1日以降も申請を受け付けます(3)

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(2)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(1)	600万円		

- (1) 10人以上の上限額区分は、以下の 又は のいずれかに該当する事業場が対象となります。
賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場
生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者
- (2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
- (3) 20円コースは、令和4年1月31日で受付を終了しています。

助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成対象の特例

PC、スマホ、タブレットの他、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。

() 特例事業者のうち、生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。

ご留意頂きたい事項

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

申請期限は令和4年3月31日までです。

お問い合わせ先

「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号：03-6388-6155（受付時間 平日8:30～17:15）

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や
運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



【参考1：令和4年度の業務改善助成金(通常コース)のご案内(予定)】

令和4年度においても、「令和4年2月1日からのコース」を、引き続き実施する予定です。

() ただし、令和4年度予算の成立が前提のため、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。

【参考2：業務改善助成金特例コースのご案内】

特例コースの概要

申請期限：令和4年3月31日まで

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し（Bの経費）、その費用の一部を助成するものです。

助成額・助成率

助成率： 3 / 4

助成上限額：

引上げ 人数	1人	2～ 3人	4～ 6人	7人 以上
上限額	30万円	50万円	70万円	100万円

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など (PC、スマホ、タブレットの新規購入、物自動車なども対象)
B 関連する経費	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい
中小企業事業者を支援する助成金ことができました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

■申請期限：令和4年3月31日まで

※賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までには遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費(=関連する経費)についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
(締切は令和4年3月31日(木)) ※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

助成額の上限

上限額	引き上げ労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
		4人～6人	70万円
		7人以上	100万円

■助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



[参考]

◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入
+		
B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：03（6388）6155（受付時間 平日8:30～17:15）

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です。

業務改善助成金の特例コースの活用例

(「関連する経費」の助成対象の拡充)

<ケース 1>

飲食店において、配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上した例

通常コースの取扱い

デリバリー用バイクの導入

【助成対象】

デリバリーサービスを拡大するに当たり、ワゴン車だけでなく、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入



広告宣伝費の活用

【対象外】

これまでの店舗内飲食だけでなく、デリバリーサービスをさらに拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝を実施



※ 現行制度では広告宣伝費は認められていない。

特例コースの取扱い

デリバリー用バイクの導入

デリバリーサービスを拡大するに当たり、ワゴン車だけでなく、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入



広告宣伝費の活用

【特例の対象経費】

これまでの店舗内飲食だけでなく、デリバリーサービスをさらに拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝を実施



<ケース 2>

サテライトオフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務の効率化が図られ、生産性が向上した例

通常コースの取扱い

テレワーク機器を導入

【助成対象】

新たにサテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整えるため、テレワーク関連機器を新規に導入



備品等購入費の活用

【対象外】

テレワーク関連機器導入に合わせて、「コピー機、プリンター、事務机・椅子等」も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備



※ 現行制度では備品等購入費は認められていない。

特例コースの取扱い

テレワーク機器を導入

新たにサテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整えるため、テレワーク関連機器を新規に導入



備品等購入費の活用

【特例の対象経費】

テレワーク関連機器導入に合わせて、「コピー機、プリンター、事務机・椅子等」も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金 問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：03-6388-6155（平日 8:30～17:15） 又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）	業務改善助成金	検索
事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。		
② 業務改善助成金特例コース 問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：03-6388-6155（平日 8:30～17:15） 又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）	業務改善助成金特例コース	検索
新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日～同年12月の間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大します。		
③ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材確保等支援助成金	検索
生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下に取り組む事業主に対して、助成金を支給します。		
④ キャリアアップ助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	キャリアアップ助成金	検索
有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。		
⑤ 中小企業向け賃上げ促進税制 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター	賃上げ促進税制	検索
青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。		
⑥ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金） 問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505	働き方改革推進支援資金	検索
事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。		
⑦ 事業再構築補助金 問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター 受付時間：9:00～18:00（日祝日を除く） 電話番号：＜ナビダイヤル＞0570-012-088 ＜IP電話用＞03-4216-4080	事業再構築補助金	検索
ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。		

2. 生産性向上に関する支援

⑧ 固定資産税の特例措置 問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課 ＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00） ＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816	先端設備等導入計画	検索
「中小企業等経営強化法」に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・特例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じることで、設備投資を行う事業主を支援します。		
⑨ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画） 問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1957（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）	経営力向上計画	検索
中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。		
⑩ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制） 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）	経営強化税制	検索
中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。	（◎と同じ） 	
⑪ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053（平日 10:00～17:00）	ものづくり補助金	検索
中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。		
⑫ 小規模事業者持続化補助金 問い合わせ先：＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞日本商工会議所 電話：03-6747-4602	持続化補助金	検索
小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。		
⑬ サービス等生産性向上 IT 導入支援補助金 問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-424	IT 導入補助金	検索
中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。		
3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援		
⑭ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	下請ガイドライン	検索
親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。		

15 パートナーシップ構築宣言 パートナーシップ構築宣言 検索

問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765
 <「宣言」の提出・掲載について> (公財)全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。



16 官公需法に基づく「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 官公需基本方針 検索

問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。



17 官公需情報ポータルサイト 官公需ポータルサイト 検索

問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。



4. 資金繰りに関する支援

18 セーフティネット貸付制度 セーフティネット貸付 検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505
 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795

一時的に売上減少等業績が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。



19 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資） マル経融資 検索

問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。




5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

20 建設事業主等に対する助成金 建設事業主等に対する助成金 検索

問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。



21 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース） 人材確保等支援助成金 検索

問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク

事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善に向けた「魅力ある職場づくり」（雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入）を行う場合に、助成金を支給します。



22 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域雇用開発助成金 検索

問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。



23 雇用調整助成金 雇用調整助成金 検索

問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク

従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。



24 人材開発支援助成金 人材開発支援助成金 検索

問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度を導入し、その制度に従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。



6. 相談窓口・各種ガイドライン

25 働き方改革推進支援センター 働き方改革推進支援センター 検索

問い合わせ先： 全国の働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家による無料相談と専門家派遣を行います。



26 特別相談窓口の設置 最低賃金 特別相談窓口 検索

問い合わせ先： 全国の商工会議所、各都道府県商工会連合会

生産性向上等に向けた検討を行っている中小企業・小規模事業者や、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。



27 よろず支援拠点 よろず支援拠点 検索

問い合わせ先： 各都道府県のよろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。



28 下請かけこみ寺 下請かけこみ寺 検索

問い合わせ先： (公財)全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6655
 各都道府県の下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。



29 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 ミラサポ plus 検索

問い合わせ先： ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル

上記でご紹介した各施策等について、より詳しくまとめています。



各都道府県労働局の問い合わせ先： 厚生労働省 H P ホーム> 厚生労働省について> 所在地案内>
 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧





2022年2月18日

沖 縄 労 働 局
局長 西川 昌登 様

日本労働組合総連
沖縄県連合会(連合沖
最低賃金対策委
委員長 鎌田 俊

2022年度産業別最低賃金の改正の申出意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定に基づく標記の改正申出について、別紙のと
おり意向表明します。



2022年度産業別最低賃金改正の申出意向表明

2022年2月18日

1. 産業別最低賃金の改正

最低賃金の件名	申出代表者氏名等	申出の内容（最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲）	申出の理由	申出の時期
糖類製造業	全沖縄製糖労働組合 執行委員長 石川 幸治	沖縄県において糖類製造業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 18歳未満および65歳以上の者 2. 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて技能修得中の者 3. 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 適用労働者 580人	申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意による	7月上旬まで
新聞業	琉球新報労働組合 執行委員長代行 當眞 正武	沖縄県において新聞業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 660人	同上	同上
各種商品小売業	リウボウインダストリー労働組合 執行委員長 森田 和也	沖縄県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 6,380人	同上	同上
自動車小売業（新車）	自動車総連 沖縄地方協議会 議長 當眞 義也	沖縄県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 2,020人	同上	同上



10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜 日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
審議会開催日程						異議審 ①②③④	異議審 (予備日) ①②③④							異議審 (9/28本 審採決の 場合)			異議審 (9/29本 審採決の 場合;予 備日)	異議審 (9/30本 審採決の 場合;予 備日)														
開催時間						9:30	9:30							9:30			9:30	9:30														
公示期間																																
	→					→										→																
	特種改正答申意見聴取公示(9/28~10/13まで)										→																					

令和5年3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜 日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
審議会開催日程										第6回 本審																					
開催時間										16:00																					
公示期間	第6回本審開催公示(2/21~3/8まで)										→																				

【答申別最
短発効予定
(地域最賃)】

答申公示日	異議申出締切日	異議審am	官報公示予定日	発効予定日					
8月3日	水	8月18日	木	8月19日	金	8月30日	火	9月29日	木
8月4日	木	8月19日	金	8月22日	月	8月31日	水	9月30日	金
8月5日	金	8月22日	月	8月23日	火	9月1日	木	10月1日	土
8月6日	土	8月22日	月	8月23日	火	9月1日	木	10月1日	土
8月7日	日	8月22日	月	8月23日	火	9月1日	木	10月1日	土
8月8日	月	8月23日	火	8月24日	水	9月2日	金	10月2日	金
8月9日	火	8月24日	水	8月25日	木	9月5日	月	10月5日	水
8月10日	水	8月25日	木	8月26日	金	9月6日	火	10月6日	木
8月11日	木	8月26日	金	8月29日	月	9月7日	水	10月7日	金
8月12日	金	8月29日	月	8月30日	火	9月8日	木	10月8日	土
8月13日	土	8月29日	月	8月30日	火	9月8日	木	10月8日	土
8月14日	日	8月29日	月	8月30日	火	9月8日	木	10月8日	土
8月15日	月	8月30日	火	8月31日	水	9月9日	金	10月9日	日
8月16日	火	8月31日	水	9月1日	木	9月12日	月	#####	水

(特賃)

答申公示日	異議申出締切日	異議審am	官報公示予定日	発効予定日					
9月13日	火	9月28日	水	9月29日	木	10月13日	木	11月12日	土
9月14日	水	9月29日	木	9月30日	金	10月14日	金	11月13日	日
9月15日	木	9月30日	金	10月3日	月	10月17日	月	11月16日	水
9月16日	金	10月3日	月	10月4日	火	10月18日	火	11月17日	木
9月17日	土	10月3日	月	10月4日	火	10月18日	火	11月17日	木
9月18日	日	10月3日	月	10月4日	火	10月18日	火	11月17日	木
9月19日	月	10月4日	火	10月5日	水	10月19日	水	11月18日	金
9月20日	火	10月5日	水	10月6日	木	10月20日	木	11月19日	土
9月21日	水	10月6日	木	10月7日	金	10月21日	金	11月20日	日
9月22日	木	10月7日	金	10月11日	火	10月24日	月	11月23日	水
9月23日	金	10月11日	火	10月12日	水	10月25日	火	11月24日	木
9月24日	土	10月11日	火	10月12日	水	10月25日	火	11月24日	木
9月25日	日	10月11日	火	10月12日	水	10月25日	火	11月24日	木
9月26日	月	10月11日	火	10月12日	水	10月25日	火	11月24日	木
9月27日	火	10月12日	水	10月13日	木	10月26日	水	11月25日	金
9月28日	水	10月13日	木	10月14日	金	10月27日	木	11月26日	土
9月29日	木	10月14日	金	10月17日	月	10月28日	金	11月27日	日
9月30日	金	10月17日	月	10月18日	火	10月31日	月	11月30日	水

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール 資料 7※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに
答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(月)		8月16日(火)		8月26日(金)		9月25日(日)
8月2日(火)		8月17日(水)		8月29日(月)		9月28日(水)
8月3日(水)		8月18日(木)		8月30日(火)		9月29日(木)
8月4日(木)		8月19日(金)		8月31日(水)		9月30日(金)
8月5日(金)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月6日(土)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月7日(日)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月8日(月)		8月23日(火)		9月2日(金)		10月2日(日)
8月9日(火)		8月24日(水)		9月5日(月)		10月5日(水)
8月10日(水)		8月25日(木)		9月6日(火)		10月6日(木)
8月11日(木)		8月26日(金)		9月7日(水)		10月7日(金)
8月12日(金)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月13日(土)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月14日(日)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月15日(月)		8月30日(火)		9月9日(金)		10月9日(日)
8月16日(火)		8月31日(水)		9月12日(月)		10月12日(水)
8月17日(水)		9月1日(木)		9月13日(火)		10月13日(木)
8月18日(木)		9月2日(金)		9月14日(水)		10月14日(金)
8月19日(金)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月20日(土)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月21日(日)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月22日(月)		9月6日(火)		9月16日(金)		10月16日(日)
8月23日(火)		9月7日(水)		9月20日(火)		10月20日(木)
8月24日(水)		9月8日(木)		9月21日(水)		10月21日(金)
8月25日(木)		9月9日(金)		9月22日(木)		10月22日(土)
8月26日(金)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月27日(土)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月28日(日)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月29日(月)		9月13日(火)		9月27日(火)		10月27日(木)
8月30日(火)		9月14日(水)		9月28日(水)		10月28日(金)
8月31日(水)		9月15日(木)		9月29日(木)		10月29日(土)
9月1日(木)		9月16日(金)		9月30日(金)		10月30日(日)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール 資料 7※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに
答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月9日(金)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月3日(月)		10月18日(火)		10月28日(金)		11月27日(日)
10月4日(火)		10月19日(水)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月14日(月)		12月14日(水)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール 資料 7

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに
答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月18日(火)		11月2日(水)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月28日(月)		12月28日(水)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(木)		9月16日(金)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

10月10日(月)		10月25日(火)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月30日(水)		12月30日(金)
11月1日(火)		11月16日(水)		12月1日(木)		12月31日(土)
11月2日(水)		11月17日(木)		12月2日(金)		1月1日(日)
11月3日(木)		11月18日(金)		12月5日(月)		1月4日(水)
11月4日(金)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月5日(土)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月6日(日)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月7日(月)		11月22日(火)		12月7日(水)		1月6日(金)
11月8日(火)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月9日(水)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月10日(木)		11月25日(金)		12月9日(金)		1月8日(日)
11月11日(金)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月12日(土)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月13日(日)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月14日(月)		11月29日(火)		12月13日(火)		1月12日(木)
11月15日(火)		11月30日(水)		12月14日(水)		1月13日(金)
11月16日(水)		12月1日(木)		12月15日(木)		1月14日(土)
11月17日(木)		12月2日(金)		12月16日(金)		1月15日(日)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

11月18日(金)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月19日(土)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月20日(日)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月21日(月)		12月6日(火)		12月20日(火)		1月19日(木)
11月22日(火)		12月7日(水)		12月21日(水)		1月20日(金)
11月23日(水)		12月8日(木)		12月22日(木)		1月21日(土)
11月24日(木)		12月9日(金)		12月23日(金)		1月22日(日)
11月25日(金)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月26日(土)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月27日(日)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月28日(月)		12月13日(火)		12月27日(火)		1月26日(木)
11月29日(火)		12月14日(水)		12月28日(水)		1月27日(金)
11月30日(水)		12月15日(木)		12月29日(木)		1月28日(土)